

22監査公表第11号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成22年5月19日に福岡市長から定期監査の結果に対する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成22年8月2日

福岡市監査委員 おばた 久 弥
同 黒 子 秀勇樹
同 石 井 幸 充
同 大 松 健

1 監査報告と措置の件数

22監査公表第1号（平成22年2月8日付 福岡市公報第5709号 公表）分

・・・42件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

22監査公表第1号（平成22年2月8日付 福岡市公報第5709号 公表）分
（事務監査）

1 局別監査

（1）市長室

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
物品の購入契約事務に当たり適正な契約手続を行うよう注意を求めるもの 物品の購入に当たっては、使用時期や必要数量を把握し、効率的な発注を行うとともに経済性も考慮しなければならない。また、契約に当たっては、福岡市契約及び検査に係る事務分掌の特例に関する規則等に基づき、予定価格の金額に応じ所掌する契約担当課に契約を依頼しなければならない。しかしながら、平成21年度の額縁購入契約において、次のような不適切な事例が見受けられた。 今後、物品の購入に当たっては、計画的な事務執行を行うとともに、契約事務規則	物品購入に際しては、福岡市契約事務規則等関係法令に基づき、適正な契約手続を行うとともに、計画的な事務執行に努めるよう、所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。

<p>等関係法令に則り、適正な契約手続きを行われたい。</p> <p>(ア) 予定価格が10万円を超える物品の購入については、契約課へ購入依頼を行わなければならないが、事前に計画を立てることが可能であったにもかかわらず、期間が足りないとの理由で原課契約していた。十分な余裕を持った事務処理を行い、早期に契約課に購入依頼を行うべきであった。</p>	
<p>(イ) 契約金額が10万円を超えているにもかかわらず、完了届や請書を徴することなく、10万円以下の物品購入に係る簡素化された手続きにて決裁していた。</p> <p style="text-align: right;">(秘書課)</p>	<p>物品購入に際しては、福岡市契約事務規則等関係法令に基づき、適正な契約手続きを行うよう、所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>

(2) 市民局

監査の結果	措置の状況
<p>(ア) 基本協定書等の業務について適切な履行を行うよう注意を求めるもの</p> <p>市は、指定管理者制度により公の施設の管理を行う場合、当該施設の指定管理者に対し、業務範囲や履行状況の確認方法等、必要事項を定めた協定書を取り交わし業務を履行させる必要がある。しかしながら、「福岡市立今宿野外活動センター」を所管するスポーツ振興課において、次のような不適切な事例が見受けられた。</p> <p>今後、基本協定書等で定めた業務については、その履行状況を適宜把握し、必要に応じ適切な履行を行うよう注意されたい。</p> <p>a 実施協定書第2条に基づき、市は指定管理者が協定期間の管理運営業</p>	<p>指定管理者との協議を行い、平成21年度の指定管理業務に係る事業完了届についてただちに提出させた。</p> <p>なお、指定管理に係るモニタリングの一環として、指定管理者に提出させる「月次報告書」について、施設の維持管理状況等の項目を追加するなど、内容を充実させたことにより、月毎の事業完了届を提出させる必要が無くなったことから、平成22年度の実施協定においては、月毎の事業完了届の提出の項目を削除した。</p>

<p>務完了後、事業完了届を速やかに提出するよう規定するとともに、月毎事業完了届の提出も求めているが、平成21年度は提出の確認及び検査をしていなかった。</p>	
<p>b 基本協定書第32条に基づき、市はモニタリングを実施することとしているにもかかわらず、実査日(平成21年9月28日)現在、平成18年度以降一度も実施していなかった。</p>	<p>平成21年12月に、スポーツ振興課所管施設の指定管理に係るモニタリングの要綱及び評価委員会設置要領を定めた。 またこれに従い、指定管理者が行うモニタリング、市が実施するモニタリングの実施方法について、指定管理者と協議し、了承を得た。</p>
<p>c 基本協定書の業務の基準(施設保全業務)において、修繕費については一定額の余剰分を年度終了後に精算するよう定めているが、その一定額が設定されていなかった。 (スポーツ振興課)</p>	<p>平成21年度の修繕費については、文書により指定管理者に当該金額を通知した。また、平成22年度の全ての施設に係る実施協定書に、修繕費の額を明記した。</p>
<p>(イ) 指定管理者に対して基本協定書等の遵守について必要な指導を行うよう注意を求めるもの 指定管理者制度による公の施設の管理を行う場合、指定管理者は、法令、条例、規則並びに基本協定書に則り、適正に義務を履行しなければならない。しかしながら、福岡市立城南市民プールにおいて、臨時に休館日を設定するときは、福岡市立地区体育施設条例施行規則等に基づき、市長の承認を得なければならないと定められているにもかかわらず、市長の承認を得ないまま臨時休館させていた。また、臨時休館を利用者に広報周知させる必要があったが、広報周知も行われていなかった。 今後、基本協定書等で定めた管理運</p>	<p>指定管理者に対し、休館日を設定するときは施設の管理に係る基本協定等の定めに従った承認手続きを行うよう指示するとともに、利用者への広報周知の必要性についても指導を行った。 なお今回の件を踏まえ、臨時休館に対する代替日として、通常休館日(月一度の点検日)である平成22年3月17日を開館する旨の承認申請が指定管理者よりなされたため、これを承認し開館させた。</p>

<p>営業務については、その履行状況を適宜把握し、必要に応じ適切な指導を行うよう注意されたい。</p> <p>(スポーツ振興課)</p>	
--	--

(3) こども未来局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>物品購入契約について適正な事務処理を求めるもの</p> <p>物品の購入に当たっては、使用時期や必要数量を把握した上で、計画的かつ効率的に発注し、予定価格が10万円を超えるものについては、福岡市契約事務取扱規程に基づき2者以上から見積書を徴し、福岡市契約及び検査に係る事務分掌の特例に関する規則に定める金額以上のものは契約課において契約しなければならない。しかしながら、平成20年度物品購入契約事務において、次のような不適切な事例が見受けられた。</p> <p>今後、物品の購入に当たっては、必要数量等について十分な検討を行い、計画的かつ効率的に行うとともに、適正な契約事務を行うよう注意されたい。</p> <p>(ア) 類似の物品の購入について、見積書提出日、契約締結日、契約の相手方が同じでありながら契約を分けるなど、適正な契約を行っていないものがあった。</p>	<p>馬出保育所に対して、適正な事務処理を行うよう指導するとともに、平成21年12月の公立保育所長会において、各保育所長に対し周知徹底を図った。</p> <p>また、平成22年1月に保育所長を対象とした研修を実施し、物品購入事務の流れについて再確認を行った。</p>
<p>(イ) 同一の物品又は類似の物品を、同一業者から1か月以内に2回購入していた。経済性、効率性を考え、1件の契約とするなど計画的に購入すべきであった。</p> <p>(保育所指導課馬出保育所)</p>	<p>同上</p>

(4) 道路下水道局

監査の結果	措置の状況
<p>(ア) 単価契約による「登記事務等業務委託」事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>単価契約による委託業務の発注に当たっては、適正な指令書を作成し行うとともに、業務が完了したときは、完了検査により、履行の確認を行わなければならない。また、検査の結果、是正を要すると認められる場合には、速やかに必要な措置を指示するなど、業務が適正に履行されていることを確認の上、委託料を支出しなければならない。しかしながら、平成20年度「登記事務等業務委託」契約事務において、次のような事例が見受けられ、契約手続及び履行確認が不適切なものとなっていた。</p> <p>委託契約に当たっては、適正な契約手続を行うとともに、業務が完了したときは、報告内容の検証など履行確認を的確に行われたい。</p> <p>a 指令書に示した履行期間外に実施された業務に対して委託料を支出しているものが多数あった。</p> <p>(路政課，東部下水道整備課)</p>	<p>委託業務の事務処理については、課内研修を実施し、適切な事務処理を行うよう関係職員に周知徹底を図るとともに、チェック体制の強化を図った。</p>
<p>b 履行完了確認後、委託料の支払までに長期日数を要しているものがあった。</p> <p>(路政課)</p>	<p>委託料の支払については、委託契約書の規定に基づき、迅速かつ適切な事務処理を行うよう関係職員に周知徹底を図るとともに、チェック体制の強化を図った。</p>
<p>(イ) 「下水道管路施設維持管理計画策定業務委託」について適正な契約手続を行うよう注意を求めるもの</p> <p>委託契約において、履行の完了を確</p>	<p>委託契約の手続きについては、委託契約書に基づき適正な事務処理を行なうよう所属職員に対し課内会議を行い、周知徹底を図った。</p>

<p>認した後に発生した業務について業務を行わせる場合は、契約変更等適正な手続を行わなければならない。しかしながら、平成20年度「下水道管路施設維持管理計画策定業務委託」契約事務において、契約の相手方から提出された成果品(報告書)について、完了検査後に報告内容の再検討及び修正を指示し、当該修正終了後(完了検査日から80日後)に従前の契約に基づく委託料を支出していた。</p> <p>委託契約に当たっては、適正な契約手続を行うよう注意されたい。</p> <p>(下水道管理課)</p>	
<p>(ウ) 「道路改良事業支障物件調査等業務委託」について適正な契約書類を作成するよう注意を求めるもの</p> <p>委託業務に係る契約書類については、福岡市契約事務規則等に則り、適正に作成しなければならない。しかしながら、平成20年度「市道皿山屋形原線道路改良事業支障物件調査等業務委託その1」契約事務において、履行期間の変更に伴う変更契約書(請書)に設計金額(明細を含む。)を記載した設計書を添付していた。</p> <p>設計金額は、契約金額の決定に重大な影響を及ぼすものであり、その取扱いに当たっては、秘密性及び公正性の保持に特に留意されるよう十分注意されたい。</p> <p>(補償課)</p>	<p>変更契約用設計書の作成時には、担当者において十分確認を行うと共に、適正な変更契約用設計書を添付するように、所属職員に周知徹底を図った。</p>
<p>(エ) 物件移転等補償金の支出に長期日数を要していたものについて注意を求めるもの</p> <p>補償物件の移転等の完了を確認した</p>	<p>物件移転等補償金の支出については、完了確認後、請求がないものについては契約相手方に請求書の提出を促すなど、速やかに事務処理を行うようにした。</p>

<p>後は、契約の相手方からの請求により、速やかに補償金を支払わなければならない。しかしながら、平成20年度の道路改良事業等に伴う物件移転等補償金の支出事務において、履行完了確認後、契約金の一部(残金)の支払までに長期日数を要しているものがあった。</p> <p>物件移転等補償金の支出に当たっては、速やかに事務処理を行うよう注意されたい。</p> <p>(南部用地課)</p>	
---	--

(5) 教育委員会

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 委託契約事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>委託業務が完了したときは、福岡市契約事務規則をはじめ関係法令に則り、契約関係書類に基づく完了検査を行い、履行完了確認後、速やかに委託料を支出しなければならない。しかしながら、平成21年度の「市立幼稚園・学校の幼児・児童生徒の第1・2次尿検査業務」委託契約事務において、委託契約期間が終了しているにもかかわらず、次のような事例が見受けられ不適切なものとなっていた。</p> <p>委託契約事務に当たっては、関係法令に則り、適正に完了検査を行うとともに、検査合格後、速やかに委託料を支払うよう十分注意されたい。</p> <p>a 業務完了後、実施要領に定める検査結果の報告を当課に提出させることとなっているが、受託業者5業者のうち、全て提出していないもの及び一部を提出していないものが、そ</p>	<p>委託契約事務に当たっては、関係法令に則り、適正に完了検査を行い、検査合格後、速やかに委託料を支払うこととした。</p> <p>また、業務完了後、実施要領に定める検査結果の報告については、未提出の受託業者に提出を求めるとともに、関係職員に対し周知徹底を図った。</p>

<p>れぞれ1業者あった。</p> <p>b 全ての業者について、完了届兼検査調書が提出されておらず、実査日(平成21年10月21日)現在、委託料の支払も完了していなかった。</p> <p>(健康教育課)</p>	<p>完了届兼検査調書については、全ての業者に提出してもらい、委託料の支払いも完了した。</p>
<p>(イ) 「人権教育研修費交付金」の支出事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>市から交付を受けた「人権研修費交付金」については、「人権教育研修費の手引き」に基づき、適正な執行に努めるとともに、事務手続に当たっては、関係書類の不備など公正を欠くことがないように十分に注意しなければならない。しかしながら、平成20年度交付金の支出事務において、次のような不適切な事例が見受けられた。</p> <p>今後、交付金の支出事務に当たっては、同研修費の手引きに基づき適正な事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p>a 研修会参加費を立替払するとともに、証拠書類である領収書も紛失していた。</p>	<p>確認後、支払調書を添付した。</p>
<p>b 決裁を得ることなく預金通帳から現金を出金するとともに、不用となった残金を相当期間経過後に入金するなど、預金通帳等の管理も不適切であった。</p> <p>(宮竹中学校)</p>	<p>確認後、執行伺書を作成し添付した。</p> <p>また、「人権教育研修費の手引き」に基づき、適正な事務処理を行うよう担当職員に対し研修を行った。</p>
<p>(ウ) 教育扶助費の支給について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>生活保護法第32条第2項の規定に基づき、学校長を通じて保護者等へ支給する教育扶助費については、その趣旨</p>	<p>教育扶助費の支給に当たっては、今後、学校長口座への入金の確認に注意し、速やかに支払いをすることとした。</p>

<p>に鑑み、区保護課より学校長口座へ入金後、速やかに支給しなければならない。しかしながら、平成20年度教育扶助費の支給において、区保護課より学校長口座へ入金後、支払までに長期日数を要していた。</p> <p>教育扶助費の支給に当たっては、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p>(吉塚中学校)</p>	
---	--

1 テーマ監査

(1) 市民局

監査の結果	措置の状況
<p>(ア) 「福岡市交通安全推進協議会補助金」の交付及び交付先団体の支出事務について実態に応じた適正な事務処理を行うよう求めるもの</p> <p>本市職員が事務局職員として業務を行い、準公金として資金を管理する団体の年間を通じた事業に対する補助金の交付手続に際しては、当該申請に係る事業の具体的な内容や時期等の実態を踏まえて収支計画や資金計画等を作成し、補助金交付手続を行う必要がある。また、収入・支出事務については、当該団体の規程等に基づき、適正に処理しなければならない。しかしながら、福岡市交通安全推進協議会の平成20年度の事務において、次のような不適切な事例が見受けられた。</p> <p>今後、補助金の交付に際しては、事業の実態に応じた適正な手続を行い、契約及び検査手続については、当該団体の規程等に基づいた適正な事務処理を行うよう、十分注意されたい。</p>	<p>「福岡市交通安全推進協議会補助金」の交付及び交付先団体の支出事務については、今後は、当協議会の事業計画にあわせた収支計画や資金計画を作成し、適正な補助金手続を行うとともに、適正な支出事務を行うように指導を行った。</p>

<p>a 年度当初に費用を伴う事業を計画していたが、その他の収入を予定していないにもかかわらず、最初の補助金支出時期を8月として交付決定を行っていた。そのため、年度当初に開催された事業に係る費用の支出において、業者から請求書が提出されているにもかかわらず、支払までに長期日数を要しているものがあった。(3件)</p>	
<p>b 契約及び検査の事務処理については、当該団体の経理規程で、10万円以上の契約においては2者以上の見積書を徴しなければならないと定めていたが、10万円以上の契約で、1者のみから見積書を徴しているものがあった。また、完了検査も行っていなかった。(4件) (生活安全課長)</p>	<p>契約及び検査の事務処理については、「福岡市交通安全推進協議会経理規程」に基づき、今後は2者以上の場合は選定決裁をとり、適正な契約を行うとともに、物品納品時及び事業完了時において、支出伺の完了確認欄に確実に完了検査を行うよう指導した。</p>

(工事監査)

1 局別監査

(1) 経済振興局

監査の結果	措置の状況
<p>施工管理において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 平成20年度「立花寺一丁目種苗育成施設整備工事」 (契約金額1,155万円) 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、請負者は同法第12条の規定により発注者に必要事項を記載した書面を交付し、発注者は同法第11条等の規定に基づき上記書面の内容を記した通知書を福岡市長に提出しなければならない</p>	<p>「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事については、同法に基づき、請負業者から発注者に対する書面の交付、発注者から福岡市長への通知書の提出を行うとともに、今後、適正な処理がなされるよう、職場研修を行い同法に基づく手続きについて周知徹底を図った。 また、チェックリストを作成して、チェックを強化するとともに、通知文等を正確に把握して請負業者に対しても指導等を行うようにして今後の再発防止を図</p>

<p>こととなっているが、請負者から発注者へ交付されず、発注者から市長へ提出していなかった。</p> <p>今後は適正な施工管理に努められたい。 (空港周辺まちづくり担当)</p>	<p>る。</p>
--	-----------

(2) 道路下水道局

監査の結果	措置の状況
<p>(ア) 設計積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>a 平成19年度「都市計画道路榎田通線道路改良工事」 (契約金額8,436万3,300円)</p> <p>ボックスカルバートの設計図面では基礎コンクリートが必要となっているが、ボックスカルバートの設計積算において、基礎コンクリートの費用が計上されていなかった。</p> <p>今後は、適正な設計積算を図られたい。</p> <p>(東部道路整備課)</p>	<p>積算業務においては、設計標準歩掛に基づき適切な積算を行うよう研修を行い、周知徹底を図るとともに、チェックリストに新たに項目を加え、確認体制の強化を図った。</p>
<p>b 平成19年度「吉塚駅西口駅前広場整備工事」 (契約金額8,000万2,650円)</p> <p>本工事については、施工中に交通等への支障を生じさせないよう交通誘導員が必要とされている。交通誘導員は、施工場所の条件変更や交通管理者等との協議によってその人員が変動することがあるため、契約図書において配置人員等を明確にしておくことが必要である。本工事の当初契約図書においては、交通誘導員の配置人員等が明示されていたが、設計変更を行った際に、施工内容を</p>	<p>交通誘導員の条件明示については、適正に行うようチェックリストを基に研修を行い、周知徹底を図った。</p>

<p>変更したこと等により交通誘導員の人員を変更したにもかかわらず変更後の契約図書には明示されていなかった。</p> <p>発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化を図るため、契約図書に交通誘導員の配置人員等を明示すべきであった。</p> <p>なお、同様の設計積算内容については前回の監査でも注意を行っており、適正な設計積算を図りたい。</p> <p>(東部道路整備課)</p>	
<p>c 平成19年度「都市計画道路長浜臨港線電線共同溝建設工事(その1)」(契約金額1億5,119万3,700円)</p> <p>(a) 本工事の通信用ハンドホール設計積算において、当初設計で鉄蓋の材料費及び施工費が未計上であったことを理由に設計変更した。その際に鉄蓋の費用(材料、施工)、ハンドホール本体の費用(材料、施工及び基礎工)を併せて計上していたが、当初設計で計上していたハンドホール本体の費用を減じていなかったためにその費用が二重計上となっていた。その結果、通信用ハンドホールの設置費用が過大となっていた。</p> <p>今後は、適正な設計積算を図りたい。</p>	<p>積算業務においては、設計標準歩掛に基づき適切な積算を行うよう研修を行い、周知徹底を図るとともに、チェックリストに新たに項目を加え、確認体制の強化を図った。</p>
<p>(b) 本工事の設計積算において、鋼矢板の打込方法の一部を油圧圧入からバイプロハンマに設計変更したが、バイプロハンマ杭打機のベースマシンであるクローラクレー</p>	<p>積算業務においては、設計標準歩掛に基づき適切な積算を行うようチェックリストを基に研修を行い、周知徹底を図った。</p>

<p>ンの分解・組立輸送費を計上して いなかった。同費用を計上すべき であった。 今後は、適正な設計積算を図ら れたい。 (南部道路整備課)</p>	
<p>d 平成19年度「市道南庄小田部線(小 田部2)室見新橋(上部工)築造工 事」 (契約金額2億1,597万1,350円) 本工事は室見川にコンクリート 桁を架設する工事であるが、河川断 面を確保する必要があるため支柱 杭を打設しその上に支保工を設置 することとなっていた。その架設支 保工の設計積算において、積算基準 によるとくさび結合支保工と支柱 支保工に分けてそれぞれを設計計 上することとなっているが、全て支 柱支保工として計上していた。 今後は、適正な設計積算を図られ たい。 (西部道路整備課)</p>	<p>積算業務においては、設計標準歩掛 に基づき適切な積算を行うよう研修を 行い、周知徹底を図るとともに、チェ ックリストに新たに項目を加え、確認 体制の強化を図った。</p>
<p>e 平成20年度「中部水処理センター 脱水機外修理」 (契約金額7,980万3,150円) 本修理は、遠心脱水機、機械濃縮 機等の分解、整備及び部品の取替修 理を行うものであり、見積りを参考 にして設計金額を算定している。本 来諸経費等に含まれる輸送・交通費 を労務費から除外していなかったた め、過大な積算となっていた。 今後は適正な設計積算を図られた い。 (中部水処理センター，施設整備課関連)</p>	<p>適正な設計積算を図るため、見積依 頼時は、見積り項目(内訳)を明示し、 なおかつ修理費の構成を添付するこ ととした。 また、設計書の精査時に経費の重複 がないか精査を徹底するよう関係者を 集め周知徹底を図った。</p>

<p>f 平成19年度「西部水処理センター 2号焼却設備定期修理」 (契約金額4,786万8,450円)</p> <p>本修理は汚泥焼却設備の定期点検修理であり、修理作業においてクレーンを使用する必要があるため、クレーン賃料が計上されている。本修理に適用する積算要領によると、クレーンの機械経費は各種公刊資料により算定すると定められているにもかかわらず、見積りによって積算がなされていたため、過大となっていた。</p> <p>今後は、適正な設計積算を図りたい。</p> <p>(西部水処理センター)</p>	<p>修理の設計積算については、積算要領書に基づき、設計積算を行うよう所属職員に対して研修を行い、周知徹底を図った。</p>
<p>g 平成17年度「比恵10号幹線築造工事」 (契約金額17億8,428万9,150円)</p> <p>(a) 本工事については、施工中に交通等への支障を生じさせないよう交通誘導員が必要とされている。交通誘導員は、施工場所の条件変更や交通管理者等との協議によってその人員が変動することがあるため、契約図書において配置人員等を明確にしておくことが必要である。本工事の当初契約図書においては、交通誘導員の配置人員等が明示されていたが、設計変更を行った際に、施工内容を変更したこと等により交通誘導員の人員を変更したにもかかわらず変更後の契約図書には明示されていなかった。</p> <p>発注者の明確な設計意図の伝達</p>	<p>交通誘導員の条件明示については、研修を行い、周知徹底を図るとともに、チェックリストによる確認体制の強化を図った。</p>

<p>及び工事施工の円滑化を図るため、契約図書に交通誘導員の配置人員等を明示すべきであった。</p> <p>なお、同様の設計積算内容については前回の監査でも注意を行っており、適正な設計積算を図りたい。</p>	
<p>(b) No. 3 到達立坑の土留工法を鋼矢板圧入からライナープレート掘削土留工に設計変更を行った。その設計積算においてライナープレート掘削土留工と立坑掘削工を計上しているが、ライナープレート掘削土留工には掘削に要する費用が含まれており立坑掘削工は不要であった。No. 3 到達立坑の掘削に要する費用を二重に計上した結果、過大な立坑費用となっていた。</p> <p>今後は、適正な設計積算を図りたい。</p> <p>(博多駅地区浸水対策室)</p>	<p>積算業務においては、設計標準歩掛に基づき適切な積算を行うよう研修を行い、周知徹底を図った。</p>
<p>h 平成19年度「都市基盤綿打川河川改修（排水機場2期）工事」 (契約金額2億7,360万9,000円)</p> <p>本工事については、施工中に交通等への支障を生じさせないよう交通誘導員が必要とされている。交通誘導員は、施工場所の条件変更や交通管理者等との協議によってその人員が変動することがあるため、契約図書において配置人員等を明確にしておくことが必要である。しかし、本工事の契約図書において交通誘導員の配置人員等が明示されていなかった。</p> <p>また、設計変更を行った際に、施</p>	<p>交通誘導員の条件明示については、研修を行い、周知徹底を図るとともに、チェックリストによる確認体制の強化を図った。</p>

<p>工内容を変更したことにより交通誘導員の配置人員等を変更したが、変更後の契約図書においても明示されていないなかった。</p> <p>発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化を図るため、契約図書に交通誘導員の配置人員等を明示すべきであった。</p> <p>なお、同様の設計積算内容については前回の監査でも注意を行っており、適正な設計積算を図られたい。</p> <p>(河川整備課)</p>	
<p>i 平成19年度「都市基盤金屑川河川改修（護岸その2）工事」 (契約金額9,757万1,250円)</p> <p>本工事は、鋼材価格の高騰により建設工事請負契約書第25条第5項の規定に基づく単品スライド条項の対象となっていた。本市の運用マニュアルにおいてスライド額は、鋼材価格上昇に伴う増額分から変動前の請負代金額の1%を差し引いた額で算定することとなっているが、マニュアルに基づく適正な積算が行われていなかった。</p> <p>今後は、適正な設計積算を図られたい。</p> <p>(河川整備課)</p>	<p>単品スライド条項の適用については、運用マニュアルに基づき適切な積算を行うよう研修を行い、周知徹底を図った。</p>
<p>j 平成20年度「長尾池改修（治水池整備）工事」 (契約金額5,422万7,250円)</p> <p>建設発生土の指定処分について、運用基準では複数の指定処分場のなかで経済比較を行い最も安価な処分先を設計上の搬出先とし、実施での搬出先が相違しても設計変更の対象</p>	<p>積算業務においては、積算運用の手引きに基づき適切な積算を行うよう研修を行い、周知徹底を図った。</p>

<p>としないこととなっている。</p> <p>工事着手後、請負業者が一つの指定処分場から受入を拒否されたことにより受入可能な指定処分場を搬出先とする設計変更を行ったが、運用基準に基づく適切な設計変更ではなかった。</p> <p>今後は、適正な設計積算を図りたい。</p> <p>(河川整備課)</p>	
<p>(イ) 施工管理において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>a 平成18年度「博多（上川端町外2）地区下水道築造工事」 (契約金額 1 億8,662万5,950円)</p> <p>本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、発注者は、同法第11条等の規定に基づき通知書を福岡市長に提出しなければならないことになっているが、通知書を提出していなかった。</p> <p>今後は適正な施工管理に努められたい。</p> <p>(東部下水道整備課)</p>	<p>建設工事に係る資材の再資源化に関する法律に基づき、適正な施工管理を行うよう研修を行い、周知徹底を図った。</p>
<p>b 平成18年度「姪の浜第22雨水幹線（6）築造工事」 (契約金額 2 億672万4,000円)</p> <p>「福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」及び「同施行規則」では、産業廃棄物の発生見込量が500m³以上の事業者は「産業廃棄物の処理計画」を市長に提出することとなっている。本工事において、産業廃棄物の発生見込量は500m³以上</p>	<p>福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例及び同施行規則に基づき、適正な施工管理を行うよう研修を行い、周知徹底を図った。</p>

<p>であったが提出されていなかった。 このことに関し、「工事現場における施工体制の点検要領」では工事監督業務として官公庁への届出等の点検が義務づけられているが、「産業廃棄物の処理計画」に対する点検が不十分であった。 今後は、適正な施工管理に努められたい。</p> <p>(西部下水道整備課)</p>	
<p>(ウ) 契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 平成18年度「藤崎ポンプ場築造（増設）工事」 (契約金額 3 億3,551万5,850円) 本工事の入札、施工は本工事の図面により行われたが、当初契約時の契約図書である図面が本工事のものではなく別工事(先行工事)の図面であった。図面は本工事の契約の適正な履行のために必要不可欠なものであることから、本工事の図面を契約図書とすべきであった。 今後は、適正な契約事務に努められたい。</p> <p>(施設整備課)</p>	<p>契約事務については、契約書に使用する図面を、事前に金額抜き設計書と併に決裁することとし、契約後の着手届の決裁時は、設計図書を確認することを所属職員に周知徹底した。</p>
<p>(エ) 設計積算及び契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの a 平成19年度「主要地方道福岡志摩線（田尻）東新川橋（上部工）築造工事」 (契約金額 1 億1,783万2,050円) 本工事の設計において、工事内容に変更が生じたことにより設計変更</p>	<p>契約変更においては、適正な契約事務を行うよう研修を行い、周知徹底を図った。 併せて、適正な設計積算を行うようチェックリストに新たに項目を加え、確認体制の強化を図った。</p>

<p>を行っているが、その変更の中で架設支保工設置に使用するクローラクレーンの分解・組立輸送費を誤って過小な規格の単価で積算していたことを理由に、工事内容の変更に關わりのない同単価を修正変更し請負代金額の変更がされていた。</p> <p>請負代金額の変更は契約図書の内容変更などが対象になると契約書に定められており、契約書に定めのない部分の変更を行ったことは、適切な契約変更ではなかった。</p> <p>なお、同様の契約変更内容については前回の監査でも注意を行っており、適正な設計積算を図るとともに適正な契約事務に努められたい。</p> <p>(西部道路整備課)</p>	
<p>b 平成17年度「住吉（博多駅前4丁目）地区下水道築造工事」（契約金額11億6,990万8,950円）</p> <p>本工事において、工事内容に変更が生じたことにより設計変更を行っているが、その変更の中で、ライナープレートの単価を誤って積算していたということを理由に、工事内容の変更に關わりのない同単価を修正変更し請負代金額の変更がされていた。</p> <p>請負代金額の変更は契約図書の内容変更などが対象になると契約書に定められており、契約書に定めのない部分の変更を行ったことは、適切な契約変更ではなかった。</p> <p>今後は、適正な設計積算を図るとともに適正な契約事務に努められたい。</p>	<p>資材単価については、積算運用の手引に基づく適正な設計積算を行うよう研修を行い、周知徹底を図るとともに、チェックリストによる確認体制の強化を図った。</p> <p>また、単価に誤りがある場合は、対処方法を契約課と協議し、適正な契約事務を行うこととした。</p>

(博多駅地区浸水対策室)	
<p>c 平成18年度「諸岡第5雨水幹線築造工事」 (契約金額11億58万4,800円)</p> <p>本工事において、工事内容に変更が生じたことにより設計変更を行っているが、その変更の中で、フラップゲートの単価を誤って積算していたということを理由に、工事内容の変更に関わりのない同単価を修正変更し請負代金額の変更がされていた。</p> <p>請負代金額の変更は契約図書の内容変更などが対象になると契約書に定められており、契約書に定めのない部分の変更を行ったことは、適切な契約変更ではなかった。</p> <p>今後は、適正な設計積算を図るとともに適正な契約事務に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">(中部下水道整備課)</p>	<p>資材単価については、積算運用の手引に基づく適正な設計積算を行うよう研修を行い、周知徹底を図るとともに、チェックリストによる確認体制の強化を図った。</p> <p>また、単価に誤りがある場合は、対処方法を契約課と協議し、適正な契約事務を行うこととした。</p>
<p>(㉞) 施工管理及び契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>a 平成19年度「吉塚駅西口駅前広場道路照明灯設置工事」 (契約金額2,290万1,550円)</p> <p>本工事は、当初、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当しなかったが、工事内容の変更に伴い特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事等が発生したために同法に規定する対象建設工事に該当することとなった。発注者は、あらかじめ同法第11条等の規定に基づき通知書を</p>	<p>建設工事に係る資材の再資源化に関する法律に基づき、適正な施工管理及び契約事務を行うようチェックリストを基に研修を行い、周知徹底を図った。</p>

<p>福岡市長に提出しなければならないこととなっているが、通知書を提出していなかった。</p> <p>また、同法第13条に基づき工事請負契約の当事者は再資源化等に要する費用等を書面に記載し相互に交付しなければならない。当初、費用等の発生見込みがない旨の書面は交付されていたが、工事内容の変更に伴い特定建設資材廃棄物が新たに発生したにもかかわらず、書面の記載内容について変更がされていなかった。</p> <p>今後は、適正な施工管理及び契約事務に努められたい。</p> <p>(東部道路整備課)</p>	
<p>b 平成18年度「博多(対馬小路)地区下水道築造工事」</p> <p>(契約金額 1億5,169万4,550円)</p> <p>本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、発注者は、同法第11条等の規定に基づき通知書を福岡市長に提出しなければならないこととなっているが、通知書を提出していなかった。</p> <p>また、同法第13条に基づき再資源化等に要する費用等を書面に記載し、それを変更するときは、変更内容を書面に記載しなければならないこととなっている。当初、同法に基づく書面は取り交わされていたが、工事内容の変更に伴い特定建設資材廃棄物数量が変更になったにもかかわらず、書面の記載内容について変更が生じているかどうか検討がされ</p>	<p>建設工事に係る資材の再資源化に関する法律に基づき、適正な施工管理及び契約事務を行うよう研修を行い、周知徹底を図った。</p>

